

# 補助金交付申請の手引き

## 1. 事業の概要

### 【1】事業の概要

鎌ヶ谷市木造住宅耐震改修促進事業は、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることにより災害に強い街づくりの促進を図ることを目的に、木造住宅の耐震改修工事費用の一部を補助する制度です。(耐震診断のみの補助は受けられません)。

### 【2】対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造在来軸組工法の2階建て以下の住宅で、診断士による耐震精密診断の総合評点が1.0未満(「やや危険」又は「倒壊の危険」)と判定されたものが対象となります。

### 【3】対象となる工事

耐震補強工事を行うことにより、工事後の総合評点が1.0以上になる工事が対象となります。

### 【4】補助金の交付を受けることができる方

対象となる住宅(【2】参照)を所有し、当該住宅にの耐震改修工事を行う居住者の方  
市税を滞納していない方

### 【5】申請の受付期間

交付申請受付は、  
毎年4月1日から11月30日までです。

上記期間外であっても、所得税額の特別控除又は固定資産税の減額措置に必要な証明書の発行及び補助金の相談については、随時受付しております。

## 2. 耐震診断

昭和56年の新耐震基準では、筋かい金物の使用や耐震壁の長さが増加するなどの強化が図られています。

昭和56年5月31日以前に着工された木造在来軸組工法の2階建て以下の住宅を所有されている方は耐震診断を受けてください。

耐震診断には、簡易耐震診断と精密耐震診断があります。

【 1 】簡易耐震診断について（簡易耐震診断を行わずに【 2 】の精密耐震診断を行ってもかまいません。）

簡易耐震診断とは、主に図面等による診断です。

簡易耐震診断の場合は、診断に費用がかかっても結果にかかわらず補助対象外です。

簡易耐震診断を行う方法は次のとおりです。

方 法	留 意 点
設計事務所などに診断を依頼する。	診断に費用がかかる場合があります。
市が定期的実施している無料耐震診断会に参加する。	無料ですが建物の平面図が必要です。
リーフレットなどを入手して自分で行う。	簡略化されたものなので結果は参考程度にとどめて、専門家に相談しましょう。

【 2 】精密耐震診断について

精密耐震診断とは、図面及び現地の詳細な調査による診断です。

巻末で照会している千葉県建築士会鎌ヶ谷支部やその他の機関、建築設計事務所、建設会社などに相談して精密耐震診断を受けて下さい。なお、原則として診断には費用がかかります。

耐震改修工事をおこなわない場合は、診断結果にかかわらず補助対象外です。

（耐震診断のみの補助は受けられません。）

対象となる住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来軸組工法の2階建て以下の住宅で、診断士による精密耐震診断の総合評点が1.0未満（「やや危険」又は「倒壊の危険」）と判定されたものが対象となります。

精密耐震診断の総合評点が1.0未満の場合で、耐震改修工事を行う場合は、補助対象です。（工事後の総合評点が1.0以上となる工事に限ります。）

### 3 . 交付申請とその後の流れ

【 1 】交付申請をして下さい。

交付申請書に必要な添付書類は次のとおりです。（詳しくは補助金交付要綱をご覧ください。）

- (1) 耐震改修工事を行う既存木造住宅（以下「対象住宅」という。）の位置を表示した地図
- (2) 精密耐震診断の結果を表示する書類の写し
- (3) 精密耐震診断に要した費用に係る領収書等の写し
- (4) 耐震改修設計に要する費用の見積書
- (5) 耐震改修工事に要する費用の見積書
- (6) 精密耐震診断を担当した建築士の当該建築士たる身分を証する書類の写し

- (7) 耐震改修工事の施工前及び施工後の状態を表示する配置図、平面図及び立面図等の図面
- (8) 対象住宅の建築年月日を証するための次のいずれかの書類
  - ア 建築確認通知書
  - イ 課税台帳記載事項証明書（家屋）
  - ウ 登記事項証明書（家屋）
- (9) 前年度に係る市税の納税証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類

・工事に着手する前の対象住宅の外観を撮影した写真（2方向程度）

申請書の内容を審査して、市から交付・不交付決定通知書を発行します。

交付決定前に工事を行った場合は、補助金は支払われません。

増改築を伴う耐震改修工事は、建物全体を現行建築基準法に適合させてください。

耐震補強を目的としない増築工事、間取り変更、非耐力壁、内装、床板張替え、防湿、防蟻、外構等の工事は補助対象外であるため、これらの工事を同時に行う場合には、工事見積書は補助対象と補助対象外を分けて作成して下さい。

工期を十分確認して下さい。（【3】参照）

## 【2】補助金の算定方法

例 床面積 90 m<sup>2</sup>

耐震診断費用 20 万円・耐震設計費用 20 万円・耐震改修費用 150 万円の場合

耐震診断補助金算定額

$$20 \text{ 万円} \times \frac{2}{3} = 133,333 \text{ 円} = 10 \text{ 万円}^1 \quad \dots$$

$$90 \text{ m}^2 \times 1,000 \text{ 円} \times \frac{2}{3} = 6 \text{ 万円} \quad \dots$$

（、 のいずれか少ない額が対象となるため、耐震診断に関する補助金は6万円となる。）

耐震設計・改修補助金算定額

$$(20 \text{ 万円} + 150 \text{ 万円}) \times 23\% \times \frac{2}{3} = 260,666 \text{ 円} = 20 \text{ 万円}^2 \quad \dots$$

、 より、補助金合計額 6万円+20万円=26万円

1 耐震診断の補助金上限額は、10万円

2 耐震設計・改修の補助金上限額は、20万円

## 【3】交付決定通知書を受け取ったら耐震改修工事を実施して下さい。

交付決定前に工事を行った場合は、補助金は支払われません。

耐震改修工事を実施する箇所ごとの施工中及び施工後の状態は必ず写真撮影して下さい。なお、これらの写真がないと補助金が支払われない場合があります。

## 【4】工事が完了したら実績報告書を提出して下さい。

実績報告書に必要な添付書類は次のとおりです。(詳しくは補助金交付要綱をご覧ください。)

- (1) 収支決算書
- (2) 耐震改修設計に要した費用に係る領収書等の写し
- (3) 耐震改修工事に係る工事請負契約書の写し又は工事請負業者の発行する領収書の写し
- (4) 耐震改修工事を実施した箇所ごとの施工前及び施工後の状態を撮影した写真
- (5) 耐震改修工事を実施した住宅が十分な耐震性能を有することを証する建築士等による証明書
- (6) その他市長が必要と認めた書類

実績報告書は、耐震補強工事の完了日から起算して30日を経過する日又は公布決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

対象住宅が十分な耐震性能を有することを証する建築士等による証明書が必要です。

実績報告書の内容を審査して、市から補助金確定通知書を発行します。(ここで額が確定します)。

【5】補助金確定通知書を受け取ったら補助金の請求をしてください。

補助金の支払い方法は、金融機関の指定口座への振込みになります。

#### 4 . 耐震診断・耐震改修の相談窓口

相 談 先	住所・電話番号
(社)千葉県建築士会鎌ヶ谷支部	〒273 - 0134 鎌ヶ谷市西佐津間 1-18-1 電話 445 - 4064
(社)千葉県建築士会	〒260 - 0013 千葉市中央区中央 4-8-5 建築会館 4F 電話 043 - 202 - 2100
(社)千葉県建築士事務所協会	〒260 - 0013 千葉市中央区中央 4-8-5 建築会館 6F 電話 043 - 224 - 1640
千葉県建築家協会	〒260 - 0013 千葉市中央区中央 4-8-5 建築会館 5F 電話 043 - 225 - 2100
(社)日本建築構造技術者協会・千葉	〒260 - 0013 千葉市中央区中央 4-8-5 建築会館 5F 電話 043 - 225 - 2181
千葉県耐震判定協議会	〒260 - 0013 千葉市中央区中央 4-8-5 建築会館 5F 電話 043 - 221 - 7313

診断を依頼する場合には、信頼できる建築士に診断内容や費用を確認し、あらかじめ契約書をお互いにかわしておきましょう。

## 5 . その他（所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置）

住宅の耐震改修工事を行うと、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置が受けられます。この要綱に基づき補助金の交付を受けた方には、所得税の特別控除を受ける際に必要となる「住宅耐震改修証明書」を、また、固定資産税の減額措置を受ける際に必要となる「固定資産税減額証明書」を、それぞれ通常より簡便な手続きで発行することができます。

問い合わせ先

鎌ヶ谷市都市建設部建築住宅課

電話 047 (445) 1141(代)

FAX 047 (445) 1400